

## 《いすみ市木造住宅耐震診断補助金》

市では、災害に強いまちづくりを推進し、地震時における木造住宅の安全性に対する市民意識の向上を図るため、耐震診断に要する経費の一部を補助します。

- 補助対象住宅 補助金の対象となる木造住宅は、**次の要件全てに該当**していること。
- ①市内に所在していること。
  - ②主要構造部が木材である住宅(丸太組工法又は認定工法で建築された住宅を除く)
  - ③昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。
  - ④一戸建ての住宅又は併用住宅(延べ面積の1/2以上を居住の用に供するもの)であること。
  - ⑤地上階数が2以下であること。
- 補助対象耐震診断 耐震診断は、木造住宅の診断と補強方法((財)日本建築防災協力発行)に基づき建築士の行う診断で、(社)千葉県建築士会夷隅支部又は、(社)千葉県建築設計事務所協会夷隅支部に所属する会員で、千葉県既存建築物耐震診断・改修講習会(木造住宅)講習修了者の行う一般診断法による又は精密診断法耐震診断とする。
- 交付対象者 補助金の交付の対象となる者は、**次の要件全てに該当**していること。
- ①木造住宅を所有する者であって、当該住宅に居住する者
  - ②市税等に滞納がない者
- 補助金額 耐震診断に要した費用の2/3以内の額、限度額40,000円(住宅一棟につき1回)
- 補助金の交付の申請 補助対象診断を実施する前に、いすみ市木造住宅耐震診断補助金交付申請書に(必要な書類)を添付し申請してください。
- 適用期間 平成23年4月1日～平成28年3月31日まで



【必要な書類等の問い合わせや申請書の提出先】

いすみ市役所(大原庁舎2階) 都市整備課 建築公園班

TEL

0470-62-1204